

令和7年8月1日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：株式会社かんでんエンジニアリング
大阪府大阪市北区中之島6-2-27
2. 指名停止措置期間：2ヶ月 令和7年8月1日～令和7年9月30日
3. 指名停止措置の範囲：本社及び各事業所に係る案件

4. 事実概要

株式会社かんでんエンジニアリングが、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日及び令和6年7月17日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認され、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局長より、指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実概要が「指名停止措置要領」の別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

「指名停止措置要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 12 指定区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 (ハ)	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

以上